

2025 年 9 月

欧州最新法律情報 No.37

紛争解決ニュースレター No.34

英国と EU の間における判決の相互承認・執行にかかる最新の状況

弁護士 井上 聡

弁護士 松永 隼多

1. はじめに

英国による欧州連合（以下「EU」といいます。）からの離脱（以下「ブレグジット」といいます。）後、英国の裁判所において下された判決の EU 加盟国における承認・執行（又は EU 加盟国の裁判所において下された判決の英国における承認・執行）に関する法的枠組みに関して、実務上の不明確さが指摘されていました。EU 域内においては、民事及び商事に関する管轄権並びに判決の承認及び執行に関する規則（以下「ブリュッセル改正規則」といいます。）¹による、簡素かつ迅速な手続を通じた判決の承認・執行を可能とする枠組みが存在するところ、ブレグジットにより、英国は当該ブリュッセル改正規則の枠組みから外れることとなりました。このような枠組みの有無は、例えば、英国企業の資産が EU 域内にも所在するという場合に、英国の裁判所において当該英国企業に対して下された判決を EU 域内で執行する場面で影響があり、翻って契約における紛争解決条項の検討の際にも考慮する必要があります。

このような中、2024 年 1 月 12 日、英国は、2019 年民事又は商事に関する外国判決の承認及び執行に関する条約（以下「ハーグ判決条約」といいます。）²に署名し、ハーグ判決条約は、英国との関係で 2025 年 7 月 1 日に効力が生じました。³これにより、英国の裁判所において下された判決の EU 加盟国における承認・執行（又は EU 加盟国の裁判所において下された判決の英国における承認・執行）について、実務上の法的安定性及び予測可能性が担保されることに加えて、判決の承認・執行にかかる手続の迅速化がもたらされることが期待されています。

本稿では、英国の裁判所において下された判決の EU 加盟国における承認・執行（又は EU 加盟国の裁判所において下された判決の英国における承認・執行）について、（1）ブレグジット前の枠組みと、（2）ブレグジット以降、英国との関係でハーグ判決条約の効力が発生するまでの状況について整理したうえで、（3）英国との関係でハーグ判決条約の効力が発生したことによる実務上の影響について解説します。

¹ Regulation (EU) No 1215/2012 of the European Parliament and of the Council of 12 December 2012 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters (recast)

² Convention of 2 July 2019 on the Recognition and Enforcement of Foreign Judgments in Civil or Commercial Matters

³ <https://www.hcch.net/en/instruments/conventions/status-table/?cid=137>

2. ブレグジット前の枠組み

(1) ブリュッセル改正規則

EU 加盟国間においては、原則として、ブリュッセル改正規則に基づく判決の相互承認・執行にかかる枠組みに依拠することができます。ブリュッセル改正規則は、EU 加盟国間における判決の承認にあたって認可の手続を不要とするなど、原則として特段の手続を不要とすることで判決の承認手続の簡素化及び迅速化を図るとともに、他の EU 加盟国において下された判決の承認が認められない事由を、承認先の国における公序に明白に反する場合などの例外的な場合に限定しています。

(2) ルガノ条約

また、EU は、民事及び商事に関する管轄権並びに判決の承認及び執行に関する条約（以下「ルガノ条約」といいます。）⁴に加盟しているため、ブレグジット前は、英国は EU 加盟国としての立場で、ルガノ条約の枠組みに依拠することも可能でした。ルガノ条約は、ブリュッセル改正規則に類似した判決の相互承認・執行にかかる枠組みを定めるものですが、EU 加盟国⁵だけでなく、アイスランド、ノルウェー及びスイスも加盟国となっています。

(3) 管轄合意条約

これらに加えて、EU は、2005 年裁判管轄合意に関する条約（以下「管轄合意条約」といいます。）⁶に加盟していることから、⁷英国は、EU 加盟国としての立場で、管轄合意条約における枠組みに依拠することも可能でした。なお、管轄合意条約が適用される場面は、専属的管轄合意によって選択された裁判所が下した判決の承認・執行に限定されます。

3. ブレグジット以降の状況

(1) ブリュッセル改正規則

ブレグジットに伴い、英国は EU 加盟国でなくなったため、英国との関係では、EU 域内におけるブリュッセル改正規則に基づく判決の相互承認・執行の枠組みに依拠することができなくなりました。具体的には、ブレグジットにかかる英国と EU の間の合意に従い、2020 年 12 月 31 日以前に開始された訴訟において下される判決についてはブリュッセル改正規則が適用されるのに対して、2021 年 1 月 1 日以降に開始された訴訟において下される判決についてはブリュッセル改正規則が適用されないこととなります。

(2) ルガノ条約

上記のとおり英国は EU 加盟国としての立場を通じてルガノ条約の加盟国でもありましたが、ブレグジットに伴い英国はルガノ条約の加盟国としての地位も失いました。すなわち、ブレグジットにかかる英国と EU の間の合意に従い、英国は、2020 年 12 月 31 日を末日とする移行期間終了まで、EU が締結している条約に拘束されるものの、移行期間終了後の 2021 年 1 月 1 日より、英国との関係では、ルガノ条約の枠組みに依拠することができないこととなります。

そこで、2020 年 4 月に英国は改めてルガノ条約への加盟を申請しました。しかし、ルガノ条約への加盟のためにはその既存の加盟国の全会一致の同意が必要となるところ、EU が英国による加盟に反対したため、英国によるルガノ条約への加盟は実現していません。したがって、ブレグジットに伴い、現状では、英国との関係では、ルガノ条約に基づく判決の承認・執行の枠組みにも依拠することができないということになります。

⁴ Convention on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters

⁵ なお、デンマークも、(EU 加盟国としての立場ではなく、) 自らルガノ条約に加盟しています。

⁶ Convention of 30 June 2005 on Choice of Court Agreements

⁷ なお、デンマークも、(EU 加盟国としての立場ではなく、) 自ら管轄合意条約に加盟しています。

(3) 管轄合意条約

以上のように、英国は、ブレグジットに伴いブリュッセル改正規則とルガノ条約による枠組みからは外れることになりましたが、2021年1月1日、管轄合意条約に加盟しました。しかしながら、まず、上述のとおり、管轄合意条約が適用される場面は、専属的管轄合意によって選択された裁判所が下した判決の承認・執行に限定されます。

加えて、英国との関係で管轄合意条約が適用されるタイミングについても不明確さが指摘されていました。すなわち、管轄合意条約は、英国との関係では、英国について同条約の効力が生じた日以降に締結された契約に適用されますが、(i) EUが管轄合意条約に加盟しその効力が生じた2015年10月1日以降から、英国は(EU加盟国としての立場と独自の加盟国としての立場を通じて)継続して加盟国であったとみるか、(ii) 英国が独自の立場で加盟しその効力が生じた2021年1月1日以降に限って英国は加盟国であったとみるか、いずれの立場がとられるべきか明確でないと指摘されていました。このため、2021年1月1日より前に締結された契約に関して、英国との関係で管轄合意条約が適用されるのか不明確な状況でした。

(4) ブレグジット以降の状況の整理

このように、英国は、ブレグジットに伴いブリュッセル改正規則とルガノ条約による枠組みからは外れることになったことに加え、管轄合意条約に関しては、その適用範囲が限定的で、さらに、適用時期が不明確という問題がありました。そのため、管轄合意条約が適用されない場面においては、原則として、各国の国内法による判決の承認・執行にかかる手続を経る必要があるという状況でした。

4. 英国のハーグ判決条約への加入

このような中、2024年1月12日、英国はハーグ判決条約に署名し、ハーグ判決条約は、英国との関係で2025年7月1日に効力を生じました。なお、当初、英国は、ハーグ判決条約がイングランド及びウェールズにのみ適用される旨の留保を付していましたが、その後、スコットランド及び北アイルランドにも適用があると宣言するに至りました。⁸また、EUは既にハーグ判決条約に加入しており、(デンマークを除く)EU加盟国との関係では、同条約の発効日たる2023年9月1日に効力を生じています。⁹

ハーグ判決条約は、判決の承認・執行に際して必要な書類や、承認・執行が認められない事由を定めるなどして、(管轄合意条約とは異なり、)広く民事又は商事に関する判決について、条約の加盟国間における相互承認・執行を規律しています。英国及びEU加盟国(ただし、デンマークを除きます。)への同条約の適用により、双方間における判決の相互承認・執行について、一定の法的安定性及び予測可能性が担保されることに加えて、判決の承認・執行にかかる手続の迅速化がもたらされることが期待されています。

もっとも、ハーグ判決条約においては、外国判決の承認・執行にかかる具体的な手続については、承認・執行が行われる国における法律に従うこととされているなど、原則として特段の手続を不要とするブリュッセル改正規則に基づく判決の相互承認・執行にかかる枠組みほど簡素化された仕組みは取られていないといえます。

5. 終わりに

上記のとおり、ハーグ判決条約における判決の相互承認・執行にかかる枠組みは、ブリュッセル改正規則における枠組みほど簡素化されたものではありません。

もっとも、英国は、ブレグジットに伴いブリュッセル改正規則とルガノ条約による枠組みからは外れていたことを踏まえると、従前の管轄合意条約による枠組みに加えて、今般の英国におけるハーグ判決条約の効力発生により、英国とEU加盟国(ただし、デンマークを除きます。)の間における判決の相互承認・執行にかかる法的安定性及び予測可能性が確保され、手続の迅速化が期待されます。なお、ハーグ判決条約については、今後より多くの国が加入する可能性もあるため、今後の動向を注視する必要があります。

2025年9月16日

⁸ <https://www.hcch.net/en/instruments/conventions/status-table/notifications/?csid=1525&disp=resdn>

⁹ なお、EUは、EU域内に所在する不動産の非住居用の賃貸借に関してハーグ判決条約を適用しない旨を宣言しています。

[執筆者]

**井上 聡** (弁護士・パートナー)

soh_inoue@noandt.com

日本国内及び海外における紛争解決を業務の中心としており、取り扱う分野は、労働紛争、会社法関連紛争、不動産取引紛争、知的財産紛争など、多岐にわたる。特に、非典型かつ複雑な仮処分事件対応について豊富な経験を有している。

2007 年慶應義塾大学法学部卒業。2009 年東京大学法科大学院修了。2017 年 University of Pennsylvania Law School にて LL.M. with Wharton Business & Law Certificate を取得。

2017 年～2018 年 Jenner & Block (New York / Los Angeles) にて勤務。2018 年ニューヨーク州弁護士登録。2025 年～上智大学法科大学院非常勤講師。

**松永 隼多** (弁護士)

hayata_matsunaga@noandt.com

2015 年東京大学法学部卒業。2016 年長島・大野・常松法律事務所入所。2023 年 SOAS University of London (ロンドン大学東洋アフリカ研究学院) 卒業 (LL.M.)。国内外の M&A、ジョイント・ベンチャー、買収ファイナンス、金融取引等、企業法務全般にわたりアドバイスを提供している。2023 年から 2025 年にかけて、スペイン、ベルギー、フランス、UAE の法律事務所にて執務し、欧州・中東・アフリカ地域における日系企業に関連する法律業務に従事している。

[編集者]

Axel Kuhlmann (外国法事務弁護士・外国法パートナー (*))

axel_kuhlmann@noandt.com

(*) 外国法共同事業を営むものではありません。

大沼 真 (弁護士・パートナー)

makoto_ohnuma@noandt.com

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

【ロンドン・オフィス業務開始のお知らせ】

当事務所は、欧州における初の常設拠点としてロンドン・オフィスを開設し、2025年8月11日付けで業務を開始いたしました。

ロンドン・オフィスは、[欧州プラクティスグループ](#)と有機的に連携しながら、日系企業及び海外企業の多種多様な法的ニーズに迅速に対応するとともに、英国及び欧州大陸全体における主要な法律事務所とも緊密な連携を図ることで、現地の最新情報及び動向に基づいた適切なアドバイスを提供してまいります。

詳細につきましては、下記をご参照ください。

[ロンドン・オフィス業務開始のお知らせ](#)

長島・大野・常松 法律事務所www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー

Tel: 03-6889-7000（代表） Fax: 03-6889-8000（代表） Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、600名以上の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所として、企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供しています。東京、ニューヨーク、上海、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及びロンドンに拠点を構え、多種多様なニーズに迅速かつきめ細やかに対応する体制を整えており、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。（*提携事務所）

NO&T Europe Legal Update ～欧州最新法律情報～の配信登録を希望される場合には、

<https://www.noandt.com/newsletters/nl_eu_legal_update/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-europe@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようお願いいたします。